



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年10月16日火曜日 第2412号

◇ 目次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	953
県道の路線廃止（県道船越平城線）.....	953
県道の路線変更（県道城辺高茂岬線）.....	954
県道の路線番号の決定の一部改正.....	954
道路の区域決定（県道平城高茂岬線）.....	954
道路の供用開始（県道平城高茂岬線）.....	955

道路の区域変更（県道宇和島城辺線外）.....	955
道路の供用廃止（県道城辺高茂岬線）.....	955
道路の区域変更（県道長浜保内線）.....	955
道路の供用開始（県道長浜保内線）.....	956

公 告

准看護師試験の施行.....	956
----------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1245号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年10月16日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
ダイキEX美沢	松山市美沢一丁目9番33号	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前7時30分	午前6時30分	平成24年10月27日	平成24年10月3日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時15分から午後8時15分まで	午前6時15分から午後8時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1246号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年10月16日

愛媛県知事 中村時広

路 線 名	起 終 点	重要な経過地	備 考
船越平城線	南宇和郡愛南町船越		
	南宇和郡愛南町平城		

○愛媛県告示第1247号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成24年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

旧 新 別	路 線 名	起 終 点	重要な経過地	備 考
旧	城辺高茂岬線	南宇和郡愛南町蓮乗寺		
		南宇和郡愛南町高茂		
新	平城高茂岬線	南宇和郡愛南町御荘平城		
		南宇和郡愛南町高茂		

○愛媛県告示第1248号

県道の路線番号の決定（昭和48年3月愛媛県告示第294号）の一部を次のように改正する。
 平成24年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
路線番号	路 線 名	路線番号	路 線 名
省略		省略	
34	平 城 高茂岬 線	34	城 辺 高茂岬 線
省略		省略	
		<u>320</u>	船 越 平 城 線
省略		省略	

○愛媛県告示第1249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成24年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	平城高茂岬線	南宇和郡愛南町御荘平城4302番2から 同町高茂19番地先まで	メートル 39~95.0	キロメートル 20.444	

○愛媛県告示第1250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成24年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	平城高茂岬線	南宇和郡愛南町御荘平城4302番2から 同町船越1908番まで	平成24年10月16日

○愛媛県告示第1251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成24年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都288番2から 同町僧都233番地先まで	旧	メートル 4.7~27.0 8.9~27.0	キロメートル 0.490 0.580	
			新	8.9~27.0	0.580	
"	久良城辺線	南宇和郡愛南町御荘平城4696番2から 同町御荘平城3639番2まで	旧	3.0~32.0 15.4~53.0	1.061 0.595	
			新	15.4~53.0	0.595	
"	"	南宇和郡愛南町御荘平城3639番2から 同町城辺甲211番3地先まで	旧	3.5~7.0	0.274	
			新	0	0	

○愛媛県告示第1252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を廃止する。
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成24年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 廃 止 の 区 間	供用廃止の日
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡愛南町蓮乗寺463番3地先から 同町船越615番地先まで	平成24年10月16日

○愛媛県告示第1253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成24年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	八幡浜市日土町7番耕地133-2番地地先から 同市日土町8番耕地233-2番地地先まで	旧	メートル 6.5~12.0	キロメートル 0.223	
		八幡浜市日土町7番耕地133-2番地から 同市日土町8番耕地233-2番地まで	新	7.8~33.0	0.223	

○愛媛県告示第1254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	長浜保内線	八幡浜市日土町7番耕地138-5番地から 同市日土町7番耕地139-2番地まで	平成24年10月16日

公 告

○公 告

准看護師試験の施行について

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成24年度准看護師試験を次のとおり施行する。

平成24年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第2別館6階大会議室

2 試験の日時

平成25年2月15日（金）13時00分

3 試験願書の提出期間

平成25年1月7日（月）から1月11日（金）まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

〒790-8570

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部管理局医療対策課